

生徒心得

生徒心得は、教師と生徒の協力によって定められた心得で、生徒の守るべき規律と責任を示したものである。以下に定める「楽しい学校生活を送るために（生活指導規範概要）」と併せて、学校生活を送ることとする。

（校内生活）

1. 上履は定められた色別のものを着用すること。
2. 食事は昼食時に、教室・食堂等定められた場所ですること。
3. 掃除は規程の通り実施し、担当教師に連絡すること。
4. 放課後の部活動は、掃除その他任務終了後、17時までとする。早朝および17時以後活動する部は、部顧問の指導のもとで行うこと。
5. 部室の使用は放課後に限る。但し、4項に該当するものはこの限りでない。
6. 5Sを心掛け、清潔・整頓、校内の美化に積極的に取り組むこと。
7. 生徒間においてみだりに金銭物品等の貸借・売買行為をしないこと。
8. 校舎・校具その他一切の備品・教具等は、丁寧に扱うこと。
9. 携帯電話・スマートフォン等の通信機器の使用は、昼休みと放課後のみとする。それ以外は必ず電源を切ってロッカーにしまっておくこと。学習用タブレットは担当教員の指示に従い、適切に利用すること。

（校外生活）

1. 常に本校生徒としての自覚をもって行動すること。
2. 旅行・外出等をする場合は必ず保護者の許可を受け、長期に亘る場合は担任教師に連絡すること。

（服装）【楽しい学校生活を送るために】生活指導規範概要参照】

1. 努めて華美を慎み常に端正にし、品位を失わないように留意すること。
2. 登下校の際には、制服を着用すること。
男子は、本校所定の襟章と校章入ボタンをつけた標準の学生服・学生ズボン。
制服 女子は、学校指定の上着とスカートまたはスラックスにブラウス、またはワイシャツ（白）で、校章バッジを上着につける。
3. 5月1日から10月31日までは、上着を着用しなくてもよい。男子は白のワイシャツ、白のポロシャツとし、女子は白のブラウス・ワイシャツ、白のポロシャツとする。ベスト・サマーセーター・カーディガンを着用してもよい。
4. 止むを得ない理由で異装をする場合には、担当教師を通じて生徒指導部の許可を受けること。
5. 髪は清潔を旨とし、高校生らしい髪型とし人工的に手を加えないこと。

（礼儀）

1. 言語・動作は明朗活発にし、礼儀正しい気品を保つよう努めること。
2. 職員および目上に対しては親愛の中に適切な礼儀を保つこと。
3. 生徒間にあっては、上級生・同級生・下級生に対し、中正な礼儀を保つこと。
4. 来訪者には特に言葉使いや応対等親切かつ丁寧にすること。

(集合・掲示)

1. 集合、掲示、刊行出版を行う場合は、生徒会審議機関を経て、生活指導部に届出ること。ただし、次の事項にふれる物は禁止する。
 - (1) 団体名・責任者の不明確なもの。
 - (2) 極端に政治的で危険な方向に発展する恐れのあるもの。
 - (3) 布教を伴う宗教的なもの。
 - (4) ワイセツ的なもの。
 - (5) 個人または団体を中傷するもの。
 - (6) 暴力・破壊活動を伴うもの。
 - (7) 営利を目的とするもの。

(願・届)

1. 願書および届書は、定められた様式をもって担任教師を通じて学校長宛に提出すること。(但しその際、生徒手帳にも必要事項を記入して提出すること。)
2. 欠席・遅刻・早退の届出はできるだけ事前に届け出ること。但し、やむを得ない場合は、出校日から3日以内に提出すること。
3. 病気のため欠席1週間以上に及ぶ時は、必要に応じて医師の診断書を添えて届け出ること。
4. 退学する時は、保証人連署をもって願い出る。但し、病気退学の場合は医師の診断書を要する。
5. 欠席2ヶ月以上に及ぶ時は、休学願を願い出ることが出来る。この際は期間を定めて保証人連署とする。病気の場合は医師の診断書を要する。復学する場合は復学願を提出する。病気の場合は医師の診断書を必要とする。
6. 自己又は保証人の住所・氏名等に変動を生じた場合は直ちに届け出ること。
7. 自己又は同居人が伝染病に罹った場合には直ちに届け出ること。
8. 忌引日数は次のようにし、欠席とはならない。
一親等(父母)5日以内、二親等(祖父母、兄弟姉妹)3日以内、三親等(伯叔父母)1日、忌引によって登校しない場合は忌引届を欠席届に準じて届け出ること。
9. 学習上必要と認めた旅行には、鉄道割引証を交付することがある。

(学校行事)

1. 学校行事には必ず参加すること。但しやむを得ず不参加の場合は、担任教師に届け出て、許可を得ること。

(付記)

- ・昭和48年度一部改訂
- ・昭和59年度一部改訂
- ・平成6年度一部改訂
- ・平成9年度一部改訂
- ・平成27年度一部改訂
- ・令和2年度一部改訂
- ・令和3年度一部改訂
- ・令和5年度一部改訂

服装についての細則

	男子	女子
通学服	(上着) 標準学生服 (ズボン) 標準学生ズボン 夏季 ワイシャツ・ポロシャツ白(ワンポイント可)・ベスト・サマーセーター・カーディガン着用可(黒・白・紺・グレー・茶の無地)	(上着) 学校指定プレザー・ブラウスまたはワイシャツ白・ベスト着用可(スカート・スラックス) 学校指定プリーツスカート(ひざ頭上～下)・スラックス 夏季 ブラウスまたはワイシャツ・ポロシャツ白 (ワンポイント可)・ベスト・サマーセーター・カーディガン着用可(黒・白・紺・グレー・茶の無地)
防寒着	防寒着は黒・紺・グレー・茶系色で派手ではないコート・ジャケット・ジャンパーとする	
通学靴	黒色学生靴または運動(スポーツシューズ)	
上履	学校指定	
運動靴	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド用は運動に適した物を各自で準備 ・体育館用…学校指定の物品 	
運動着	学校指定の物品	
靴下 ストッキング	派手なものは避ける	
セーター カーディガン	紺・黒・白・グレー・茶系色で無地の派手ではないもの(学生服の中に着用)	
髪型	<ul style="list-style-type: none"> ・人工的に手を加えないこと。(パーマ、カール、染髪、脱色等は禁止する。) ・特殊な髪型、極端な長髪は認めない。 ・女子で髪の長さが肩を越える場合は束ねる。(体育、実習等に支障のない髪型とする。) その際にアクセサリーは認めない。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・手袋・かさ・マフラー等の身に付けるものは派手ではないもの ・アクセサリー(ピアス・指輪・ネックレス等)の着用、化粧(口紅、マニキュア)等は一切禁止する。 	

(注) たび重なる校則違反者には、個別に指導を行う。

1 目 標

- ① 基本的な生活習慣の確立
- ② 礼儀・挨拶の励行
- ③ ルールの遵守
- ④ 5S活動（整理、整頓、清掃、清潔、躰）の推進

2 授 業

- ・チャイム着席。教材（教科書、ノート、辞書など）は休み時間中に準備し、授業は真剣に集中して受ける。
- ・授業に不要なものは持ち込まない。（ゲーム機、カードゲーム、漫画、雑誌、飲食物など）

3 欠席・遅刻・早退

- ①欠席… やむを得ず休む場合は、保護者が8時20分までにメールシステムにて連絡。システムが利用できない場合のみ、電話にて8:30以降、速やかに学校に連絡するようにお願いします。（学校 TEL 048-651-0445）
※無断欠席は絶対にしないでください。
- ②遅刻… 8:30には登校し教室に入るようにしましょう。8:40から教室にて点呼となります。
<遅刻指導について>
遅刻して登校した際には、教室に向かわずに職員室（または工業科職員室）に来てください。在室している先生の指示を受けて遅刻指導記録用紙の記入をしてから教室に向かってください。遅刻数が5回ごとに遅刻指導があります。
- ③早退… 体調不良で授業を受けられない場合は、授業担当教諭の許可を得て、保健室に行き、養護教諭の指示を受けてください。
早退する場合は、担任又は養護教諭の許可を得ること。帰宅後、担任に帰宅報告の電話を必ずするようにしてください。

4 清 掃

- ・教室、廊下、トイレ等きれいな環境を維持するように心がけましょう。学校は生徒諸君の心がけで維持されます。
- ・清掃当番は責任をもって取り組む事。
- ・ロッカーの上に私物を置かないでください。教室は定時制の生徒と共有しています。自分のロッカーに仕舞い切るように整理整頓に努めてください。

5 盗 難 防 止

- ・所持品には必ず記名し、学校に必要なものは持ってこないようにしてください。
- ・貴重品（財布等）は自分でしっかり管理すること。また、必要以上にお金を持ってこないようにしてください。

- ・個人のロッカーは必ず施錠して荷物の管理に努めてください。
- ・貴重品を教室に置きっぱなしにすることは厳禁です。
- ・盗難にあった場合は、担任の先生に報告してください。

6 部 活

- ・**全員部活に入学し、高校生活をより有意義にしましょう。**
※部活動は挨拶、礼儀、行動力、協調性、友情、思いやり等を育む人間性教育の場であるので、積極的に取り組んで自分を磨いてください。

7 携帯電話・スマートフォン等の通信機器

- ・校内への持ち込みは可。昼休みと放課後にのみ使用できます。それ以外は必ず電源を切ってロッカーにしまっておいてください。学習用タブレットは担当教員の指示に従い、適切に利用すること。
- ・授業中の使用。また、コール音がした場合は、一定期間 預かり指導とさせていただきます。
※ マナーを守って使用するよう心がけましょう。

8 問題行動等

- ・問題行動とは飲酒、喫煙、喧嘩、いじめ、暴力行為、万引き、窃盗、SNS 等への不適切な書き込み、不正行為（カニソグ等）、器物破損を指します。同席も同様です。このような行動をしない。巻き込まれないことを心がけてください。該当する場合は、厳しい生徒指導があります。保護者にも来校して頂くこととなります。
- ・日常の学校生活における指導には従ってください。指導拒否、暴言等も生徒指導の対象となります。

＜指導記録票について＞

指導に従わない生徒に対して指導記録票を発行しています。回数や内容に基づき、生徒指導や保護者の方に来校していただくこととなります。

9 服装頭髪指導について

- ・入社試験・進学試験に耐えうる服装・頭髪＝清潔感のある「きちんとした」服装と頭髪にしましょう。
（前髪は男女ともに眉毛が見えるようにしましょう。男子は横髪が耳にかからないようにし、後ろ髪はカラーにかからないようにし、もみあげは長すぎないようにしましょう。女子は長い場合はまとめるようにしましょう。）
 - ①男女ともに頭髪の異形（いろいろと手を加えた髪型）や極端な髪形は禁止。
【異形＝パーマ、染色、脱色、エクステ、ワックスの使用、ライン、明らかな長髪等】
 - ②ひげは伸ばさない。眉毛を極端に加工しない
 - ③化粧、タトゥー、カラーコンタクト、アクセサリー（ピアス、指輪、プレスレット、ネックレス等）の装着は一切禁止。
 - ④制服について
- 【共通事項】
- ・男女共に『清潔感』のある着こなしをすること。靴の踵は踏みつぶさないこと。

- ・アンダーシャツ・インナーシャツは派手ではない物を着用すること。(ワイシャツの上から柄が透けない)
- ・ワイシャツ・ブラウスは第2ボタンを留めること。
- ・セーター・カーディガンは紺、黒、灰、白、茶の無地とする。
- ・ズボンやスラックスを腰で穿いたり、裾をまくり上げたりしない。スカートの方は膝丈を目安にする。
- ・学生服は全てのボタンを締めること。
- ・学生服下のパーカー着用禁止。

※その他詳細は、生徒心得（服装細則）の通りとする。

※定期的に服装頭髪検査を行います。著しい違反があった場合は一時帰宅し、服装頭髪を整えてから再度登校になることもあります。

10 交通安全関係

＜自転車＞

登校時の交通事故が多いです。交通ルールに従い、安全運転を心掛けましょう。

- ・指定の駐輪場に駐輪すること
- ・自転車に学校ステッカーを添付すること
- ・施錠の徹底
- ・二人乗り禁止
- ・雨天時は合羽の着用
- ・ながら運転禁止（携帯やスマホの操作、イヤホンの着用など）

※ 自転車は軽車両です。通行区分は自動車と同じ道の左側が原則です。歩道は走らないこと。

※ 入学後、自転車マナーアップ指導があります。

※ 任意の自転車保険の加入とヘルメットの着用をしましょう

＜運転免許の取得＞

原動機付自転車、自動二輪車、普通自動車の免許取得については、別に定める手続きに従うこと。

※生徒が許可なく原動機付自転車、自動二輪者、普通自動車を運転及び同乗（保護者等運転は除く）し登下校した場合は生徒指導の対象となります。保護者にも来校して頂く場合となります。

11 アルバイト

学業を優先し、やむを得ず行う場合には、学校に届け出ること。

12 その他

- ・学校のコンセントで、私物の電化製品の使用は禁止する。(携帯電話の充電、電化製品等の使用) ※預かり指導及び生徒指導の対象となります
- ・廊下やトイレなどの共有スペースを占有しないこと。
- ・学校の施設や備品は大切に扱うこと。破損した場合には、弁償してもらうこともあります
- ・インターネットやSNSでは他人の誹謗・中傷の書き込みや不適切な画像等のアップ、法律やモラルに反する使い方はしてはいけません。